

広報 SHII-NO-KI

椎の木

No.193

10

October 2022

10
月号

写真提供：ホテル雅叙園東京

目黒の歳時記

ホテル雅叙園東京 | 目黒区下目黒1-8-1

90年以上の伝統を受け継ぎ、2,500点もの日本画や美術工芸品に彩られた唯一無二のミュージアムホテル。ホテル雅叙園東京の前身の目黒雅叙園は、1931(昭和6)年、庶民や家族連れが気軽に入れる料亭として目黒の地に誕生しました。料理の味はもちろん、お客様に目でも愉しんでもらおうと、館内に絢爛豪華な装飾が施され、絵画や壁画の知識がなくても、ひと目ですごいと思わせる装飾美術はホテル雅叙園東京のおもてなしの精神として生き続けています。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は1月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>
E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

法人会
消費税期限内納付
推進運動



目黒法人会 HP
はこちらから

着任のごあいさつ



目黒税務署長
岡元 敬浩

清秋の候、公益社団法人目黒法人会会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により目黒税務署長を拝命し、東京国税局北沢税務署の署長より転任してまいりました岡元でございます。前任の佐藤署長同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

青木会長をはじめ目黒法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」という法人会の理念の下、税知識の普及と納税意識の高揚並びに適正な税制についての提言、地域企業の健全な発展や地域社会へ貢献するために、税に関する各種研修会などの公益目的事業に長年取り組んでこられました。

特に、昨年モコロナ禍の中という大変厳しい状況ではありましたが、租税教育の一環である女性

部会による「税に関する絵はがきコンクール」の募集が再開され、14校の小学校より、518作品もの応募があり、小学生の皆さんの素敵な作品を拝見することができました。

また、青年部会を中心に講師及びアシスタントを務めていただいております「租税教室」も積極的に開催していただき、次世代を担う小学生に税金の大切さを教えていただきました。

更に、例年は地域に密着した活動として、「目黒区民まつり（目黒のSUNまつり）」、「中目黒夏まつり」などに、法人会として参加され、祭りを盛り上げておられると伺っております。このような取組みを通じ、公益法人としての使命を果たし、活躍の場を広げてこられた皆様方の並々ならぬ御熱意と御尽力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

本年も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、しばらくは様々な行事が例年とは違う形で行われるものと思いますが、私どもも法人会の皆様方と共に知恵を絞り、従来にも増して十分なコミュニケーションを図りながら、できることに精一杯取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層の連携・協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨今の税務行政を取り巻く社会経済や技術環境はめまぐるしく変化しており、デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体に広がりを見せております。

このような現状を踏まえ、国税庁でも「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像2.0」を公表し「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」に取り組んでいるところであります。

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、時代の変化に柔軟に対応した、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの着実かつ継続的な実施により、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えております。

また、皆様ご承知のとおり、令和5年10月から「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が開始されます。

目黒法人会の皆様には、これまでも説明会の開催、会報誌への制度案内文の掲載など、インボイス制度の周知・広報にご協力いただき、誠にありがとうございます。

私どもといたしましても、引き続き、制度の周知・広報はもちろんのこと、署主催のインボイス説明会の開催や、事業者団体の説明会への講師派遣等により、企業の方々の準備が円滑に進むようより一層の連携協力を図っていきたく考えております。

また、インボイス制度への対応を進めていただく方を対象に経済産業省主導の補助金も用意されておりますので、登録を予定されている事業者の皆様におかれましては、これらの支援措置についてもご検討いただき、制度開始に向け早めのご準備をお願いいたします。

会員の皆様方には、これまでも様々な活動を通じて目黒税務署の税務行政に対し多大なるご支援をいただいているところでありますが、今後とも、お力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人目黒法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。

インボイス制度説明会日程（11・12月）

開催日時	開催場所	説明会等の名称	留意事項	主催者
令和4年11月18日 13:30～14:20	中目黒5-27-16 目黒税務署3階会議室	インボイス制度説明会 【制度の概要】 決算法人説明会前の開催となります。	下記に11月11日（金） 17時までにお電話で 登録願います。 （公社）目黒法人会 03-3712-9588	目黒税務署 （公社）目黒法人会
令和4年12月7日 13:30～14:20	中目黒5-27-16 目黒税務署3階会議室	インボイス制度説明会 【制度の概要】 新設法人説明会前の開催となります。	下記に11月30日（水） 17時までにお電話で 登録願います。 （公社）目黒法人会 03-3712-9588	目黒税務署 （公社）目黒法人会
令和4年12月9日 13:30～14:20	中目黒5-27-16 目黒税務署3階会議室	インボイス制度説明会 【制度の概要】 決算法人説明会前の開催となります。	下記に12月2日（金） 17時までにお電話で 登録願います。 （公社）目黒法人会 03-3712-9588	目黒税務署 （公社）目黒法人会

目黒税務署 定期人事異動（令和4年7月10日）

	新		旧	
	氏名	異動元	氏名	異動先
署長	岡元 敬浩	北沢 署長	佐藤 貴司	退職(定年)
副署長	(法人担当)	吉田 尚志 金融庁	小西 勉	課税第一部 国税訟務官室
	(総務担当)	中神 高之 (留任)	中神 高之	(留任)
	(個人担当)	深澤 真樹 (留任)	深澤 真樹	(留任)
特別国税調査官(法人)	柳町 祐二	東京国税不服審判所	木村 泰徳	本所 特官(法)
総務課長	池場 征吾	荏原 総務課長	草野 良夫	八王子 特官(法)
特別国税調査官(法人)	久場 昭彦	豊島 特官(法)	那須 正美	退職(勤務延長)
法人課税第1部門統括官	江川 正流	(留任)	江川 正流	(留任)
法人課税第2部門統括官	伊藤 麻美子	(留任)	伊藤 麻美子	(留任)
法人課税第3部門統括官	鹿江 幸司	青梅 法2 統括官	柴崎 淳一	麴町 特別調査情報官
法人課税第4部門統括官	野村 洋一	板橋 法8 統括官	小田 敬一	財務省
法人課税第5部門統括官	武田 修	総務部 情報処理5	友利 浩徳	那覇 法2 統括官
法人課税第6部門統括官	大坪 陵志	(留任)	大坪 陵志	(留任)
法人課税第7部門統括官	川上 みゆき	麻布 国際税務専門官(法)	曾我 忠幸	調査第一部 特別国税調査官付
情報技術専門官(法人)	中村 敬一郎	東京上野 情報技術専門官(法)	小野田 昭広	神田 情報技術専門官(法)
審理専門官(法人)	森本 学	(留任)	森本 学	(留任)
連絡調整官(法人)	網倉 聖明	新宿 法5 上席	遠藤 孔史	査察部 統括国税査察官付
法人審理担当上席	兎川 実	目黒 法5 上席	千葉 公広	浅草 審理専門官
源泉審理担当上席	佃 周二	(留任)	佃 周二	(留任)

＜インボイス制度＞ 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

👉 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。



👉 e-Taxによる登録申請手続

＜事前準備＞



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。）。



＜登録申請手続＞



電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版)	e-Taxソフト(SP版)	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

目黒都税事務所からのお知らせ

10月
は

NO! 不正軽油防止強化月間です



不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「大気汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたらお知らせください。

不正軽油110番 0120-231-793
E-mail S0080214@section.metro.tokyo.jp



また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、**東京都主税局課税部調査査察課 (03-5388-2958)**までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

東京都 不正軽油

検索

特集

規程の準備はだいじょうぶですか？

10月から育児休業が大きく変わります

育児介護休業法が改正され、段階的に施行され、今年10月からは、改正の本丸である「産後パパ育休」や「育児休業の分割取得」が始まります。今回の改正は男性の育休促進が中心となっており、夫婦で協力し交代しながら柔軟に育児休業を取得できる仕組みとなっています。

これまで育児休業は女性社員がまとまった期間取得するケースが多かったと思いますが、今後は男性社員も育児休業を取得し、夫婦で交代して何度も取得するという人も出てきますので、改正後の制度をよく理解しておきましょう。



10月から大きく変わるの3点です。

- ① 産後パパ育休の創設
- ② 育児休業の分割取得
- ③ 1歳以降の延長の柔軟化

順にみていきましょう。

① 産後パパ育休の創設

通常の育児休業とは別に、子の出生直後8週間以内に4週間まで取得できる「出生時育児休業」が創設されます。女性であれば産後休業にあたる期間ですから、基本的に男性が取得する休業ということになります。「産後パパ育休」などと呼ばれています。

現行の育児休業ももちろん出生直後に取得できますが、新制度では、より男性が取得しやすくなるようにさまざまな条件緩和がおこなわれています。

◆ 申出ルール

産後パパ育休の申出は2週間前まででかまいません（通常の育児休業は1カ月前まで）。ただし、雇用環境の整備などについての取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、

1カ月前までの申出とすることができません。

また、2回に分けて取得できるため、まとめて休むのが難しい場合でも繁忙期を避けて取得することが可能です。

ただし、2回に分けて取得する場合でも、まとめて2回分を一度に申し出る必要があります。

◆ 休業中の一部就業が可能

休業中に一部就業することも認められています。

通常の育児休業でも、トラブル対応など一時的・臨時的なものに限り休業中の一部就業が認められています。産後パパ育休では一時的・臨時的なものに限らず就業が認められます。

ただし、労働者の意に反して働かせることがないよう、あらかじめ労使協定を締結した上で、労働者と使用者が個別に合意した範囲内で就業が可能になります。

就業できる日数・時間数には上限があります（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分まで）。なお、就業日数によっては、雇用保険の給付金と保険料免除の対象とならない可能性があるため注意が必要です。

◆ 産後パパ育休の対象者

産後パパ育休の対象者は、産後休業をしておらず、産後8週間の子と同居し養育する人です。ただし、勤続1年未満の人などは労使協定を締結することで対象外とすることが可能です。

また、有期雇用労働者については、子が生まれてから約8カ月※までの間に契約が満了することが明らかでない場合に産後パパ育休の対象者となります。

※正しくは「子の出生日から起算して8週間を経過する日の翌日から6カ月を超過する日」

◆ パパ休暇の廃止

現行制度になる「パパ休暇」（子の出生後8週間以内に夫が育児休業を取得した場合、2回目の育児休業を取得できる制度）は廃止されます。

勤続1年未満の者などを対象外にしたい場合、休業中に一部就業してもらおう可能性がある場合などは、労使協定を締結しておきましょう。

② 育児休業の分割取得

これまで原則1回だった育児休業を、2回目まで分割して取得できるようになります。男性の場合は「産後パパ育休」もあわせると最大4回の分割取得が可能です。

現行制度にある「パパママ育休プラス」（夫婦がともに育児休業を取得する場合は1歳2カ月まで休業を取得できる制度）は、改正後も変わらず利用できます。

◆ 申出ルール

申出期限などは現行の育児休業と同じで原則1カ月前までです。

産後パパ育休のように2回分まとめて申し出る必要はありません。分割取得する場合はその都度1カ月前までに申し出ればよいとされています。

③ 1歳以降の延長の柔軟化

保育所に入所できない等の事情があつて1歳以降も育児休業を延長する場合についても柔軟に取得できるようになります

これまでは延長後の育児休業開始

日は1歳時点、1歳6カ月時点に限定されていました。改正後は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、各延長期間の途中でも夫婦で交代して育児休業を取得できるようになります。

◆ 申出ルール

申出期限は現行制度と同じで原則2週間前までです。ただし、申出が1歳（または1歳6カ月）到達後の場合は1カ月前までとなります。

育児休業給付金も変わる

雇用保険の給付金も「産後パパ育休」や「育児休業の分割取得」にあわせて受給できるようになります。金額などは変更ありません。

10月までに就業規則または育児介護休業規程、社内の申請様式などを整備しておく必要があります。

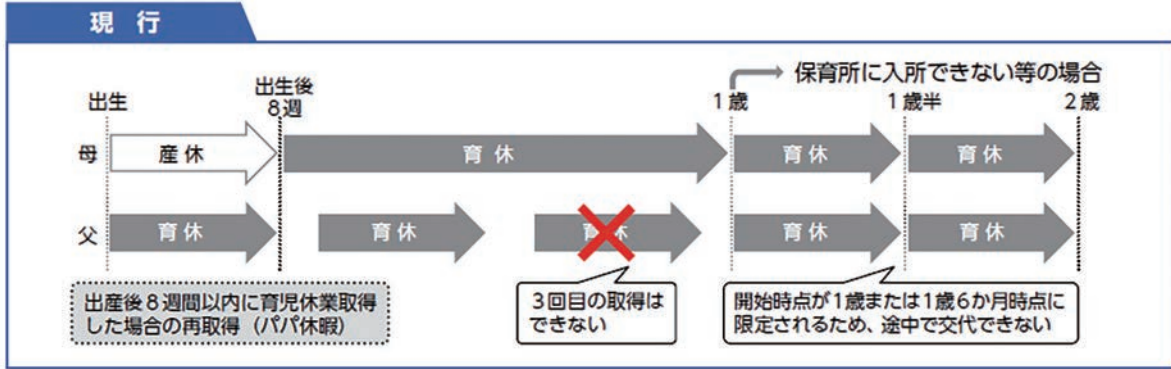
休業の管理が煩雑になります。誤った取り扱いをしないよう改正後の制度をよく理解しておきましょう。

産後パパ育休と育児休業のちがい



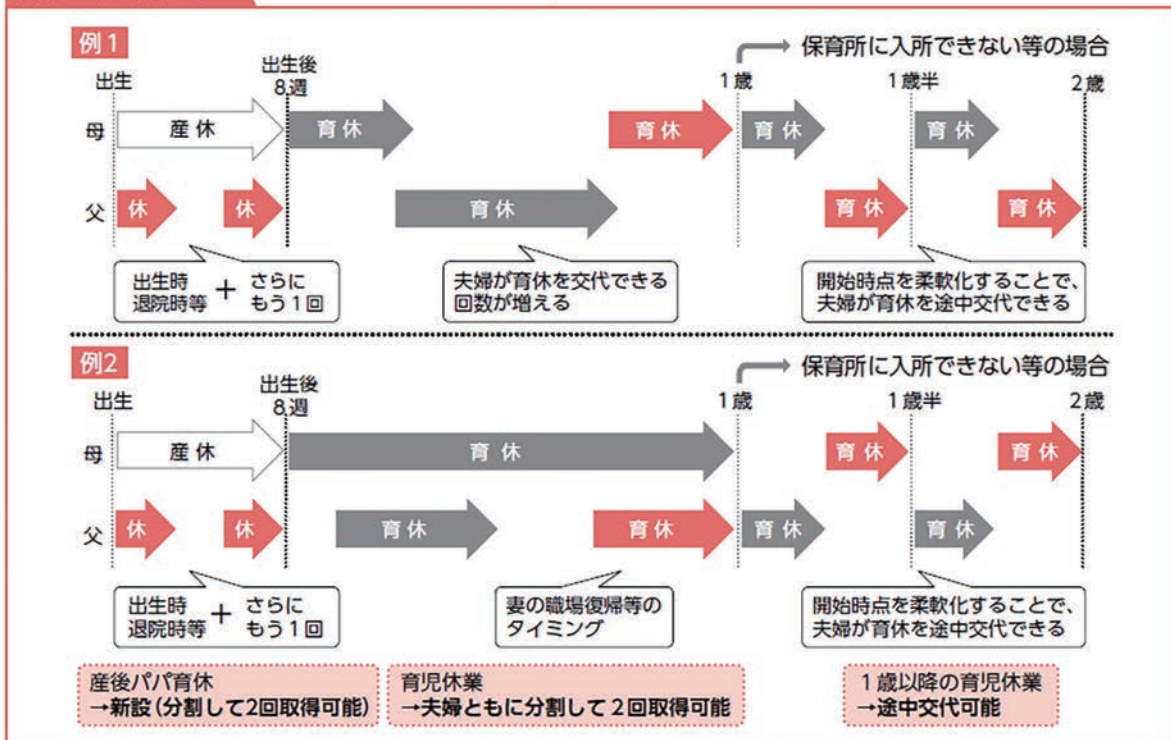
	産後パパ育休 (R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1カ月前まで	原則1カ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能	明確な定めはなし

改正後の育児休業の取り方のイメージ（例）



令和4年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです



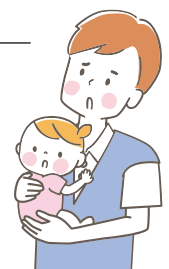
育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

●ハラスメントの典型例

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。



区役所だより

あなたにおすすめ

目黒区公式YouTubeチャンネル



目黒区公式YouTubeチャンネル「めぐるTV」では、目黒区の注目の取り組みや、日常生活に役立つ動画を続々配信中です。その中からおすすめ動画を紹介し、気になる動画をぜひご覧ください。右のコードからチャンネル登録もお忘れなく！

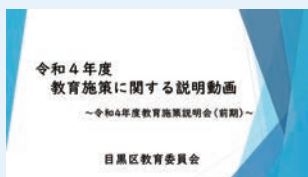


めの付け所

目黒区の重要な施策や、影響の大きな取り組みを動画で丁寧に説明しています。開催日に説明会に行けなくても、区役所がやっていない週末でも、めぐるTVで目黒区の最新の目の付け所をぜひチェックしてください。



▲目黒区長メッセージ



▲教育施策説明動画



▲目黒区DXビジョン



めが離せない

文化や芸術といった、目が離せないエンターテインメントも楽しめます。芸術の秋に、ゆったりリラックスタイムに、休憩中のリフレッシュに、めぐるTVはいかがですか。



▲新作落語コンテスト



▲心にさくらプロジェクト



▲かなざわ講座



めから鱗

もしも災害が起こったらどうする？、コロナ禍で親の体力低下が心配、環境問題も気になる。めぐるTVで目から鱗の情報をチェックして、日常生活に役立てましょう。家族で一緒に見るのもおすすめです。



▲街頭消火器の取扱い



▲めぐる手ぬぐい体操



▲プラスチックごみについて考えよう



目黒区役所ホームページ <https://www.city.meguro.tokyo.jp/>

健康エッセイ

老腸相関

―腸が一番早く老化する臓器です



株式会社 JAST
会長 安田祥子

私の夏季休暇

行動制限の無くなった今年の夏は、夏季休暇で観光や帰省などお出かけになられた方も多かったかと思いますが、私も夏季休暇をいただき、外出せずに自宅のベランダで夏咲きの花々を愛で、涼しい室内で久しぶりに医学や医療とは無縁の本達と向き合える幸せを感じて穏やかな数日を過ごしました。

読み終えた本の中で原田ハマ氏著の「楽園のキャンパス」はアンリ・ルソーを題材にした作品で、しばらくアートとは無縁の生活を送っていた私に豊かな空間をアーティストと共有できる喜びを思い出させてくれました。



観光の楽しみの一つに美味しい食があります。外出しなくても今や食の名品はお取り寄せが可能となっております。自宅で地方から届けられるご馳走を頂けるようになったのは、コロナ禍で唯一のメリットだったかもしれません。

老腸相関

―腸内細菌叢と老化の関係

食を堪能するには胃腸の働きが健やかであることが不可欠です。

最近、「腸脳相関」という言葉が一般化してききましたが、「老腸相関」という言葉をお聞きになったことはありますか？2017年に

京都府立医大がスタートさせた京丹後市（自立して健康な百寿者が全国の2.8倍）在住のご高齢者の食生活などを調べた研究報告では他の地域に比べて腸の善玉菌（特に多いのが銀杏、バター、チーズなどに含まれる酪酸菌）が多いことが特長として挙げられています。

ヒトの腸には1000種類以上100兆個もの多様な細菌が棲みつき独自の生態系を作り上げています。この腸内細菌叢と老化の関係に近年注目が集まっているのです。高齢になると握力低下、歩行速度低下、筋肉量減少（サルコペニア）といった不具合が出るのが一般的ですが、善玉と呼ばれる腸内細菌が多い場合には低下速度が抑えられ、高齢で日常生活に支障

をきたさないそうです。

外見はどうでしょう？ヒトによって老けて見える方、年齢より遙かに若々しい方など多様です。身体の老化度を示す生物学的年齢はヒトによって大きな差があり、この生物学的年齢の指標の一つとして腸内細菌叢解析による腸年齢時計があり、腸内細菌が外見の老化にかかわっていることが示されています。

健康的で若々しい腸と保つ秘訣

私たちの臓器は年齢とともに老化します。臓器の中で最も早く老化するのが腸と腎臓で、血液を多く利用している場所の老化が早いのです。腸は体内の老化のペースメーカーであり、腸の老化が早ければ、当然他の臓器も老化の進みが早くなります。内臓にはそれぞれ、その人の一生分の仕事を最速のペースでこなすための時間が設計されていて、この臓器固有の寿命がそれぞれの「臓器の時間」です。

腸は臓器の時間の流れが最も早いのです。腸に存在する腸内細菌叢は乳幼児期に形成され、成人後に変化することは殆どありません。腸内細菌叢の組成は出生時にある程度決まっているのです。

では、望ましくない腸内細菌叢をもって生まれればその状態が一

生続くのでしょうか？京丹後コホートを主導した内藤裕二教授のお話では腸内細菌叢自体は大きく変化しなくても日々の食生活で腸の賞味期限を長くし、老化を穏やかにすることは可能だそうです。

つまり、生活習慣によって、臓器の時間の進み方を遅くすることは可能なのです。抗加齢を視野に入れてペースメーカーである「腸の時間」の進み方をゆっくりさせる配慮と工夫をしましょう。

- ① 過食を慎む
- ② 食事時間はできるだけ規則正しく
- ③ 早食いは控える
- ④ 腸内で発酵を促す食品としてヨーグルトだけに頼らず、腸の健康に大切な食物繊維が豊富な葉野菜や根菜、豆類、海藻等の食材をとる
- ⑤ 快便か否かのチェックなどが挙げられます。

ちよっとした努力でただの食事を健康食に変えながら、免疫までも担う腸の老化時間を緩やかにして、若々しい身体を保つことができればお得感一杯ですね。



株式会社 jast

jast健康相談室 お問い合わせ
jastロイヤルクラブ ☎03-6265-0263
jastファーストクラブ HP <http://www.jast1.jp>

～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

商工会議所が資金調達をお手伝い！ ～小規模事業者向け融資制度～

マル経融資

マル経融資

融資限度額	2,000万円
返済期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内
担保・保証人	不要（保証協会の保証も不要）
利率	1.21%（2022年9月1日現在）
融資対象	○従業員20人以下の法人・個人事業主の方 （宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下） ○税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 ○最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方 等

※上記融資限度額及び返済期間の取り扱いは2023年3月31日公庫受付分まで。4月1日以降の取り扱いおよび詳細は下記の電話番号までお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがありますので予めご了承ください。

経営に関するお悩みを解決！

窓口専門相談（相談無料・要予約）

税務相談（税理士）	法律相談（弁護士）
11月10日（木） 12月8日、15日、22日（木） 1月12日、19日、26日（木）	11月11日（金） 12月9日（金） 1月13日（金）
税金やインボイス制度、確定申告に向けた相談にご活用ください。	定款や契約書のチェック、売掛金回収などの相談にご活用ください。

※相談窓口は13時～16時です。相談時間は税務相談30分、法律相談は1時間となります。

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

下記の電話番号にご連絡いただき、お電話でお申し込みください。

その他、経営相談・補助金申請などのご相談も受け付けています。お気軽にご連絡ください。

現在募集中の講習会・セミナーなどのイベント情報は下記URLよりご確認ください

東京商工会議所 目黒支部

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F

TEL: 03(3791)3351 / FAX: 03(3791)3573

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>

法人会会員のみなさまに

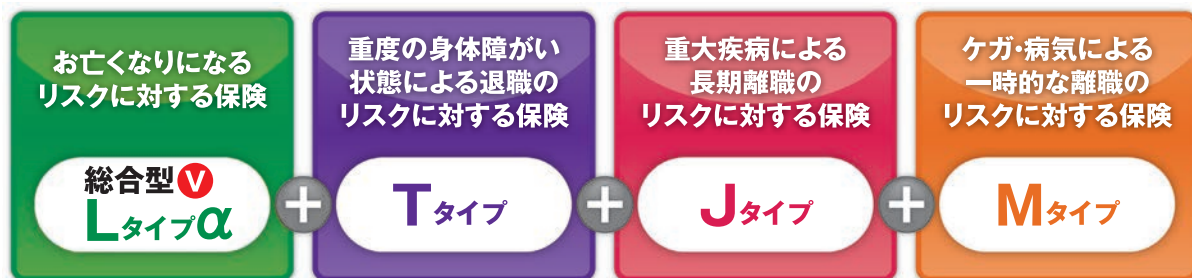
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 **V**Lタイプ **α** を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 **VLタイプ **α****：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京中央支店/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)
TEL 03-6894-6010

F-2019-1021(2020年2月26日)
20-073001